

夫婦共同扶養に関する誓約書

【夫婦共同扶養による判定】

- ・共働き夫婦の双方が健康保険の被保険者であり、共同して子どもなどの家族を扶養する状態であるときは、対象者がどちらの収入によって主として生計を維持しているかを判断します。
- ・原則として年間収入が多い方の被扶養者とします。
- ・夫婦双方の年間収入の差額が1割以内である場合は、主として生計を維持する方の被扶養者とします。

長男、長女 等で記載してください ↓

記号	番号	被保険者氏名	対象者氏名	続柄

1. 配偶者の休業状況

産前産後休業	年 月 日 ~ 年 月 日
育児休業	年 月 日 ~ 年 月 日

2. 誓約書

各項目を確認し□に✓の上、日付・署名をご記入ください。

私は、対象者の被扶養者認定を受けるにあたり、下記事項を遵守し責任を持って対応します。

- 対象者は現在、主として私の収入によって生計を維持しております。
- 今後、配偶者が産休・育休から復帰し、配偶者の収入が被保険者である私の収入より1割以上多くなった場合は、被扶養者を配偶者の加入する健康保険へ異動します。
- 健康保険組合より配偶者の収入証明を求められた際は、速やかに課税証明書等の公的書類を提出いたします。
- 万一、上記の事項に反した場合は、事実発生の時点まで遡っての被扶養者資格喪失に同意すると共に、遡った時点以降に健康保険組合で発生した医療費等の費用の返金請求に応じることを同意いたします。

年 月 日

被保険者署名：